

知事コメント

(関与取消訴訟に係る最高裁の上告棄却について)

県は、関与取消訴訟に係る福岡高等裁判所那覇支部の判決には固有の資格などの論点について判断の誤りがあり、原判決は取り消されなければならないと考え、昨年10月30日に上告受理申立てを行いました。本日、最高裁判所において、上告を棄却するとの判決が言い渡されました。

最高裁判所には、法の番人として、本件訴訟の重大性や行政不服審査法、地方自治法について先例のない重要な法解釈を含むことなどにかんがみ、口頭弁論を開き充実した審理を経た上で判断をしていただけるものと期待していただけに、誠に残念であります。

私は、この裁判において、国の行政機関が私人になりすまし、国民の権利利益を救済するための行政不服審査制度を用いる手法が認められれば、政府が、その方針に従わない地方公共団体の行政処分に対して強制的に意向を押し通すことができるようになり、憲法で認められた地方自治は保障されないということを上申上げてきました。このことについては、平成30年10月に110人もの行政法学者からも「制度の濫用であり、法治国家に悖る」との声明も出されていたところでもあります。

しかしながら、本日の判決で、最高裁判所は国の機関である沖縄防衛局長が行政不服審査法による審査請求を行うことを認めました。これにより、昨年4月に県の埋立承認取消しを取り消した国土交通大臣の裁決は、地方自治法の定める国の関与から除かれることになり、同法に基づき県が国とこのような裁決に係争する途が閉ざされてしまいました。このような事態は、

地方の自主性及び自立性を高めるための地方分権改革による取組や成果を否定するものであると言わざるを得ず、地方自治の保障の観点から問題があると考えております。

その意味でこの裁判は、単に沖縄だけの問題ではなく、全国の地方公共団体にとっても大きな影響を与え、民主主義の土台となる地方自治の理念に反するものであり、将来の国と地方公共団体の在り方に禍根を残すものであると憂慮しております。

今回の判決は、国の機関の審査請求の適格について判断したものであり、県が行った埋立承認取消しの適法性や裁決理由の誤りなどについて判断を示したものではありません。これらについて、引き続き抗告訴訟で県の正当性を主張し、国土交通大臣の裁決の取消しに全力を尽くしてまいります。

過去2回の知事選挙を含む一連の選挙、そして県民投票によって明確に示された辺野古移設に反対する県民の民意を無視し、埋立工事を強行している現状は許されません。

政府に対しては、工事を中止した上で、辺野古新基地建設問題の解決に向け、県と対話に応じるよう粘り強く求めるとともに、様々な取組を通じて公約実現に全力で取り組んでまいります。

引き続き、県民、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和2年3月26日

沖縄県知事 玉城 デニー